

令和5年第5回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年5月25日（木） 午後1時30分から4時10分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（14人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	石井 昌明	出	10	鶴岡千鶴子	出
2	中村 誠	出	11	大久保貴章	出
3	大熊 陽子	出	12	島根 至代	出
4	岡庭 早苗	出	13	内田 和夫	出
5	沖 久雄	出	14	岡庭 丈夫	出
6	篠田 義昭	出	推進	中村 清隆	出
7	秋谷 直邦	出	推進	浅香 利明	欠
8	榎本 貞夫	出	推進	恩田 英世	出
9	戸邊 勲	出	推進	染谷 義人	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第 1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明発行について

報告第 2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについて

報告第 3号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第 5号 証明書の発行状況について

第5 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第 4号 生産緑地の取得のあっせんについて

議案第 5号 県農地利用最適化施策に関する意見提出について

議案第 6号 農業委員会の適正な事務実施に伴う令和4年度尾の点検・評価及び令和5年度の活動計画の策定について

第6 その他

- (1) 審議会、協議会の報告について
- (2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長	石井富貴和
事務局次長	菊池 智司
係 長	河野 広美
主 事	後藤 聖弥

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから令和5年5月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は、全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 6番 篠田義昭委員、7番 秋谷直邦委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局にお願いします。
河野係長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	続きまして、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。 【議案第1号、第2号に係る申請地のビデオ上映】

議長	それでは、再開をいたします。
議長	それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。 なお、今月内容調査会を行った案件について報告させていただきます。 今月は、議案第2号、1番、4番、5番、6番につきまして内容調査会を開催しております。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第1号1番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「南蓮沼〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「貸駐車場」。 こちらの申請地の農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。
大久保委員	それでは、ただいまから議案第1号1番についてご説明申し上げます。 申請人、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。 また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。 (以降、申請人について説明) 転用目的としましては、貸駐車場ということで、理由書が提出されておりますので代読させていただきます。 (理由書朗読) 利用計画としましては、車30台を予定しております。1台当たりのスペースとしましては3m×9m、同時申請中の隣地の南蓮沼〇〇番、これは次の2番の案件でございます、それと一体利用されるということです。隣地の同意はございます。 続きまして、被害防除ですが、東側、隣地〇〇番と一体利用です。西側、新設L型擁壁＋フェンス高さ1m、南側、新設ブロック2段＋フェンス高さ1m、出入口部分、6m×6m、コンクリート打設、停止線、北側、新設L型擁壁＋フェンス高さ1m、アイドリングストップ看板、敷地内は砂利敷です。 その他参考事項といたしまして、誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 貸駐車場	(全員賛成)
---------	--------

議長

続きまして、議案第1号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第1号2番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「南蓮沼〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「貸駐車場」。

こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第1号2番についてご説明申し上げます。

申請人、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請人について説明)

転用目的は貸駐車場ということです。申請理由も先ほどの案件と全く同じでございますので、省略させていただきます。

事業計画としましては、台数は29台置く予定となっております。同時進行の隣地、南蓮沼〇〇番と一体利用されるということです。

隣地の同意ですが、ございません。

次に、被害防除ですが、東側、新設L型擁壁＋フェンス高さ1m、アイドリングストップ看板。西側、隣地と一体利用です。南側、新設ブロック2段＋フェンス高さ1m、出入口部分、6m×6m、コンクリート打設、停止線。北側、新設L型擁壁＋フェンス高さ1m、アイドリング看板、敷地内、砂利敷ということです。

その他参考事項といたしまして、契約書が提出されております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 貸駐車場	(全員賛成)
---------	--------

議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「仁蔵〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、

「田」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」。計3筆「〇〇㎡」、施設概要「資材置場駐車場」。

こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

ただいまから議案第2号1番についてご説明申し上げます。

譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、ただいま事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

転用目的が資材置場駐車場ということで、理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

(理由書朗読)

本社からの申請地までの距離は14.4km、車で2、30分ということで

続きます。利用計画ですが、アームロール車6台、内訳は8tが3台、4tが2台、2tが1台。トラック2台、内訳は2t車と1t半です。ダンプ14台、内訳は4tが4台、3tが7台、2tが3台。解体用重機が1台、油圧ショベル10台、一般車、これは従業員用5台、。アームロール車用コンテナ1tのものが2台、アームロール車用コンテナ4tのものが2台、発電機15台、散水機3台、単管パイプ長さ4mが1,500本、防音シート500枚、高圧洗浄機1台を置く計画です。隣地の同意は必要ございません。

続きます。被害防除ですが、東側、コンクリートブロック3段+防音壁高さ3m。西側、コンクリートブロック1段+防音壁高さ3m、アイドリングストップ看板、水路際コンクリート打設、厚さ60mm。南側、コンクリートブロック3段+防音壁高さ3m、出入口、コンクリート舗装12m×10m、パネルゲート高さ3m、会社看板設置。北側、コンクリートブロック1段+防音壁高さ3m、水路際コンクリート打設、厚さ60mm、敷地内は砂利敷です。その他参考事項といたしまして、契約書が提出されております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
榎本委員、お願いします。

榎本委員

(挙手により質問)

ただいまの被害防除の中で、3mの鋼板プラス下にブロックのようですけども、それはともかくとして、近隣の同意書が必要なしなんですよ。ということは、隣は宅地なんですか。宅地があったりしませんでしょうか。

大久保委員

南側が道路で、西側が水路、北側が水路、東側も市道なんですけれども、農地に面していないんですよ。

榎本委員

宅地も、住宅も建っていない。

大久保委員

はい。道路と水路ということです。

榎本委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 資材置場駐車場 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第2号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「田中新田〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、計2筆、

議長

「〇〇平米」、施設概要「住宅用敷地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

榎本委員

ありがとうございます。

この案件は榎本委員の担当でございます。榎本委員に内容説明をお願いいたします。

それでは、ただいまから議案第2号2番についてのご説明を行います。

先ほど事務局のほうから譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設事業につきましては説明がございました。また、申請地につきましても先ほどビデオ写真で見ていただいたとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

(以降、申請人について説明)

転用の目的は住宅用敷地でございます。

申請の理由につきまして理由書がありますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、利用計画であります。自己用専用住宅、木造2階建て、建築面積〇〇㎡、延べ床面積〇〇㎡、駐車スペース3台分、ガーデニングスペースを作ります。隣地の同意につきましては、同意書がございます。

続きまして、被害防除であります。東側はRC造の上にフェンス高さ80cm、西側、コンクリートブロック1段から3段積み、南側は出入口でございます。北側はコンクリートブロック1段でございます。雨水は浄化槽5人槽で処理後、南側道路側溝に排水、雨水は雨水浸透ますから最終ますへ放流後、南側道路側溝に排水するとのことでございます。

その他参考事項といたしまして、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

開発の要件は、市街化調整区域に長期居住する親族の自己用住宅に該当いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 住宅用敷地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「住宅用地」。

こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内に農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

戸邊

会長職務代理

それでは、議案第2号3番についての説明をさせていただきます。

譲渡人、土地の権利種類、土地の表示、施設概要につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請人について説明)

転用目的といたしますと、住宅用地でございます。利用計画といたしましては、専用住宅、木造2階建て、建築面積〇〇㎡、延べ床面積〇〇㎡、駐車スペース2台でございます。

ここで、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意はございます。被害防除といたしましては、東側、型枠ブロック高さ1.2m。西側、木の柵高さ50mm、南側、出入口、市道1035号。北側、木の柵で50mm。汚水は浄化槽5人槽で処理後、南側水路に排水、雨水は雨水ますから污水管に合流後、南側水路に排水。

その他といたしまして、誓約書があります。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わらせていただきます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号3番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 住宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして議案第2号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号4番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成3丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、計2筆、「〇〇㎡」、施設概要「駐車場」。

こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。この案件は中村誠委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。

中村誠委員

では、ただいまより議案2号4番の説明に入らせていただきます。

譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設概要に至りましては、事務

局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地に至りましても、先ほどのビデオのとおりでございますので、これも省略させていただきます。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

転用目的、駐車場。

申請事由に至りまして理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きまして、本社から申請地でございますが、距離が約5.2km、車で10分ちよいでございます。利用計画、駐車場、ダンプ、トラック、17台。隣地の同意あります。

続きまして、被害防除でございます。東側、CB土留め5段積み。西側、CB積み2段積み。南側、出入口箇所コンクリート施工、8m×8m、案内看板設置。北側、CB土留め5段積み、アイドリングストップ看板設置、水路際土留めでございますが、コンクリート打ち5cm、敷地内、砂利敷でございます。

誓約書あり。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。

大久保委員、お願いします。

大久保委員

(挙手により質問)

職種のところでは解体業とご説明ございましたが、たしか内容調査会では産業廃棄物収集業とおっしゃっていたような気がするんですけども。

議長

回答をお願いします。

中村誠委員

正確には産業廃棄物処理業、収集運搬、配達、販売まで行うところでございます。

大久保委員

ありがとうございます。

議長

ほかにございますか。

【挙手なし】

議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号4番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。 4番 駐車場 (全員賛成)
議長	ここで暫時休憩いたします。開会時間2時40分をお願いいたします。 【11分暫時休憩】
議長	それでは、再開をいたします。
議長	続きまして、議案第2号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第2号5番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦倉1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、計3筆、「〇〇㎡」、施設概要「駐車場・コンテナ置場用地」。 こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。
沖委員	それでは、ただいまから議案第2号5番の説明を申し上げます。 受人及び渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきまして、先ほどの事務局の説明どおりでございます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略いたします。 (以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明) 転用目的は、駐車場とコンテナ置場用地ということでございます。

次に、申請者からの理由書でございます。

(理由書朗読)

次に、本社から申請地までの距離と時間でございます。3. 5km、車で9分ということでございます。次に、利用計画でございますが、駐車場としまして40台、これは会社所有、社員所有、協力会社所有です。あとコンテナが4台、あとくずかご5個でございます。隣地の同意はございます。

次に、被害防除でございますが、四方を新設鋼板塀2mで覆います。東側につきましては新設ブロック6段積み。西側、新設ブロック3段積み。南側が新設ブロック2段積み、そして、入口、コンクリートで7mで打ち込みます。そして、停止線と会社看板です。そして、北側につきましては新設ブロックの5段積み、水路敷がコンクリートで5cmです。そして、アイドリングストップの看板を2か所つけます。敷地内につきましては碎石を引くとのことでございます。

その他としまして、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

以上で私の説明を終わります。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号5番に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 駐車場・コンテナ置場用地	(全員賛成)
-----------------	--------

議長

続きまして、議案第2号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号6番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利の種類「所有権」、土地の表示「上口1丁目〇〇番」、地目

「田」、地積「〇〇㎡」、施設概要「資材置場」。

こちらの申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案2号6番の説明を申し上げます。

譲受人及び渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほどの説明どおりでございます。省略いたします。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略いたします。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

現在所有している車両でございますが、2tダンプ2台、3tダンプ1台、軽の貨物3台、軽トラック1台、普通車3台でございます。あと、社員の車両として普通車1台、軽自動車1台でございます。ほかに、バックホー1台、ホイローダー1台でございます。現在使用しております資材置場でございますが、三郷3丁目、あと半田ですね、ここに5か所ですか、使用しております。半田の資材置場のほうは、水道工事に必要なパイプとかそういった貴重品の資材を置くそうで、全てこのまま継続して利用するとのことです。転用目的は、資材置場でございます。

次に、申請者からの理由書でございます。

(理由書朗読)

次に、本社から申請地までの距離と時間ですが、2.5km、車で5、6分とのことでございます。そして、利用計画でございますが、残土1,500㎡、改良土1,000㎡、再生砂10㎡、碎石10t、アスファルトがら20t、コンクリートがら500tとのことでございます。隣地の同意は必要ございません。

次に、被害防除でございますが、東側につきましては既存のフェンスとコンクリート土留めが入っております。そして万能鋼板、3mの高さでございます。西側につきましても既存コンクリート土留め、H鋼、パイプ柵が既に入っております。そして、万能鋼板が3mです。南側につきましては水路敷、そして土間コンクリート、10cm打ち込みます。コンクリートブロック4段積み、万能鋼板3mの高さでございます。北側につきましては、パネルゲート、高さが3mでございます。そして、アイドリングストップ看板の設置、会社看板設置、視線誘導標も設置します。そして、入り口なんです、水路になっておりますので、ヒューム管を設置するとのことで、その上にまたコンクリートを打ち込みます。敷地内通路は碎石でございます。

その他の事項としまして誓約書がございます。

(資金計画について説明)

以上にて私の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号6番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号6番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

6番 資材置場	(全員賛成)
---------	--------

議長

続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第3号1番、申出人住所・氏名「〇〇・〇〇」、死亡・故障の生じた者住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「戸ヶ崎2丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇㎡」、主たる従事者であったことの証明を受けたい期日、令和〇〇年〇〇月〇〇日。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。この案件は篠田委員の担当でございます。篠田委員に内容説明をお願いいたします。

篠田委員

それでは、ただいまから議案第3号1番について説明をさせていただきます。現地でございますが、三郷市立前谷小学校から〇〇mほど西に向かった右手にある田でございます。

(申出人及び申出の事由が生じた者について説明)

理由書が提出されておりますので、代読いたします。

(理由書朗読)

続きまして、生産緑地の事実状況でございますが、生産緑地の主たる従事者等に関する調査によりますと、〇〇が農業経営者として登録されておりまして、従事日数は250日です。その他の従事者としましては〇〇が従事日数90日となっております。

以上を踏まえ、主たる従事者として問題はないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。

原案のとおり承認をいたします。

1 番 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第4号「生産緑地取得のあっせんについて」を上程いたします。議案第4号については、1番から3番まで一括して上程とさせていただきます。

それでは、議案第4号1番から3番について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

河野係長

議案第4号についてご説明いたします。

1番、三郷第9号生産緑地地区、2番、三郷第101号生産緑地地区、3番、三郷第97号生産緑地地区における取得のあっせん依頼についてでございます。添付の資料といたしまして、議案第4号関係資料を配付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。概要一覧、そして案内図を併せてご覧いただければと思います。

こちらの議案第4号についてですけれども、こちらについては三郷市長より

生産緑地の取得のあっせんについての依頼文が農業委員会宛てに届いております。こちらを受けまして、農業委員会としてのあっせんの業務でございます。

なお、三郷第9号につきましては、令和5年3月の総会にて主たる従事者としての証明案件した件でございます。そして、三郷第97号と三郷第101号、こちらの2件につきましては、生産緑地の指定から30年を経過することによるあっせん依頼となっています。

こちらの3件のあっせんの対象者ですが、近隣農業従事者で申請地付近の農家組合長へあっせんの案内文を郵送にて行いたいと思います。地番、面積、買取り希望価格はこちらの概要のとおりでございます。承認いただけたら、農家組合長に郵送させていただきまして、その結果を来月、6月26日の総会にてご報告させていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

以上、議案第4号1番から3番まで説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問のあるかたは挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番から3番について、賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第5号「令和6年度県農地利用最適化施策に関する意見提出について」を上程いたします。

議案第5号について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第5号について説明させていただきます。

先日はご意見をご提出いただきましてありがとうございます。まとめたものが別紙1となります。

1ページ目が、農業振興の在り方についての意見としまして2件、めくっていただいて、2つ目は、農地の適正化と有効利用の推進についてということで4点、3ページ目が、農業経営体の育成、発展支援と販売対策ということで、4ページまで続きまして、全部で7件、いただいた意見をまとめてみました。同じような内容は集約させていただきまして、文章など少し体裁を整えており

ます。

別紙1に関しましては、ご承認いただきましたら農業会議に報告という流れになります。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第5号について説明が終わりました。今、お目通しいただいていると思います。これにつきましてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

何かございましたら、挙手でお願いしたいと思います。

鶴岡委員、お願いします。

鶴岡委員

参考にお聞きしたいんですけれども、生産緑地の貸し農園の許可はあるんでしょうか。前は貸し農園は生産緑地にはできないようなことを伺ったことがあるんですけれども、今は生産緑地で貸し農園できるんでしょうか。

議長

では、回答を事務局から。

河野係長

条件により貸すことができると聞いたことがありますので、後ほど担当課に確認してお答えします。

鶴岡委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

施策の意見でございますが、今月、皆さんからお預かりしたこれを来月、6月に県のほうで63市町村のやつを全部まとめます。7月にまとめたやつを8月の常設委員会で提出して、それで承認得たら、9月5日に埼玉県知事のほうに要望を出すと、県のほうで予算化をしていただくということになります。そのための最初の段階でございますので。よろしいですかね。

【挙手なし】

議長

それでは、質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第5号に賛成のかたは挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。

原案のとおり承認をいたします。

議長	続きまして、議案第6号「農業委員会の適正な事務実施に伴う令和4年度の点検・評価及び令和5年度の活動計画の策定について」を上程いたします。 それでは、議案第6号について事務局に議案の説明をお願いいたします。
菊池事務局次長	議案第6号について説明させていただきます。 まず、別紙2をご覧ください。最初のページ、農業委員会の状況、令和5年4月1日現在というページですけれども、こちらは2020年の農林業センサスなどに基づいて記入しております。続きまして、めくっていただいて2ページ目や3ページの認定農業者に関する事項などは、担当課に確認して記入しております。4ページでは遊休農地の現状、5ページは違反転用の状況、それから、6ページは農地転用の処理件数などの実績などを記入しております。そのほか詳細につきましては、後ほどご確認いただければと思います。 続きまして、別紙3です。こちらをご確認ください。こちらもほとんど先ほどと同じ内容で、1ページから3ページの上側までは別紙2と同じような内容となっております。3ページの中ほどの最適化活動の活動目標という項目ですけれども、こちらは昨年度と同様、国が示しています基準と同じ内容で記入しております。こちらも詳細につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。 別紙2、別紙3に関しましては、ご承認いただきましたら、農業会議に報告しまして、市ホームページで公表する流れとなります。 説明は以上です。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第6号について説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第6号に賛成のかたは挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	ありがとうございます。採決の結果、全員賛成でございます。 原案のとおり承認をいたします。
議長	ここで暫時休憩といたします。 この間におきまして、毎月行っておりますが、各地区ごとに分かれまして、

地域の農地のことについてのご相談をお願いしたいと思います。その後、推進委員のほうから各自報告をお願いしたいと思います。

それでは、開会時間は3時35分、20分の休憩といたします。

【20分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

続きまして、6番、その他に移らせていただきます。

まず、審議会、協議会の報告につきまして、ございましたら挙手にてお願いしたいと思います。

では、私から。

(環境行動推進事業実行委員会委員について報告)

議長

審議会、協議会がなければ、続きまして、その他でございましたら挙手にてお願いしたいと思います。

ないようですので、次に移らせていただきます。

続きまして、事務局からの連絡事項ということで、次長のほうから説明をお願いします。

菊池事務局次
長

全部で5点あります。

①農業者年金の現況届について

②記録簿の返却について

③農業委員候補者について

④JAさいかつ総代会について

⑤農地法第3条の許可申請に伴う取扱いについてです。詳細につきましてはから河野係長からご説明申し上げます。

河野係長

用紙をお配りしておりますが、農地法第3条の許可申請に伴う取扱いについて、令和5年4月1日からという、こちらの書面をご覧いただきたいと思います。

令和5年4月1日から、下限面積要件というのがありましたが、こちらが廃止となりました。経営面積が50a未満のかたでも農地を取得できるということになっております。このため、今後は小さい面積の農地の権利取得が見込まれています。

今までの3条の許可申請時には、申請者のかたの農家台帳や経営農地の作付状況など現況も確認し、手続きを進めてまいりました。今後見込まれます新規就農者や、経営面積が50a未満の場合についても、今まで同様に農地法第3条の許可要件を確かに満たしているかどうかという確認が必要となります。その対応策としまして、申請時に営農計画書、2枚目についているものになり

ますが、こちらの営農画書の提出を申請者に求めまして、農地法第3条の許可要件を確かに満たしているかどうかという確認をしまして、総会にて審議する流れとしたいと思っております。

農地法第3条の許可要件ですが、こちらは変更ありません。この1から4の要件を満たすことで許可となります。そこは今までどおりです。次に、許可できない要件、こちら1から4になりますが、こちら変更はありません。許可できない要件が1つでも該当しますと、許可とはなりません。

そして、裏面になりますが、農業委員会としての基本的な考え方としましては、改選のときにお配りしたものもあると思いますが、もう一度きちんと整理をしまして、3つ挙げたいと思います。

まず1番目、経営農地の全てを効率的に耕作できるかということです。違反や不耕作地等がないこと、これが1番です。下は後でお読みください。2番、農業従事日数は150日以上で、農作業に常時従事すると認める者とするもの、こちらが2番です。3番目、地域農業者と協調し、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないこと、やっぱり周りのかたと調和を取ってやっていただくということは大事なことだと思っております。以上の3点を基本的な考え方としまして、総会での審議を今後はまたお願いしたいと思っております。

最後に、営農計画書ですが、こちらは法律で定められた書式というのがございませんので、事務局にて他市町等を参考に作成しました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、農業振興課からの連絡事項は、係長から。

河野係長

農業振興課さんからの連絡事項です。

①活き活き農業体験講座 6月3日(土) 染谷農園

②さつき栽培講習会 6月11日(日) 18日(日) 瑞沼市民センター

③三郷市農業再生協議会総会 6月下旬 場所未定

以上3点です。

議長

ありがとうございます。

先ほどの各地区に分かれての報告につきまして、随時報告をお願いしたいと思っております。

まず、中村推進委員のほうから報告をお願いしたいと思っております。

中村推進委員

私の地域は特にございませんでした。

議長

ありがとうございます。

続きまして、浅香推進委員のほうから。

浅香推進委員

1つ聞きたいんですけども、去年の笹塚地区で許可になった案件なんです

	けれども、利用計画が申請時と違ってやっているわけなんですけれども、それからそういう、申請時と違う利用計画をした場合は、事務局としてはどういう対応を考えておりますか。聞きたいんですけれども。
石井事務局長	完了届が出ている場合と出していない場合で、分かれると思うんですけれども、それぞれの個別の状況が違うと思いますので、その都度、相談をしていただきたいと思います。完了届がない場合は、まだ農地法から手が離れていませんので、結構厳し目に注意しますが、完了届が出ていて使用開始後は、お願いの範疇になる場所もあると思います。
浅香推進委員	ただ、最初、申請時と利用計画が全部合っていればいいけれども、その利用計画が違った場合は、完了届が出るまでは一応、農業委員会としては指導するという形で。
石井事務局長	指導というか、少し強めに出られると思います。まだ農地法から手が離れていないので。
浅香委員	はい、分かりました。
議長	では、恩田委員のほうから。
恩田推進委員	今日初めて聞いたんですけれども、栄4丁目で、私の担当の地域なんですけれども、固定ハウスで、雑草がすごいらしいんですけれども、その辺も次回までに私、確認して事務局のほうへ報告しますので、よろしくお願いします。 以上です。
議長	ありがとうございます。 じゃ、染谷委員から。
染谷委員	いつも年末になると案件に挙がっています三郷教習所の付近で、ここ最近、草を刈って、少しきれいになってきたという報告がありました。
議長	分かりました。ありがとうございます。 閉会としますが、総会終了後に農地利用最適化推進委員の候補者検討委員会を開催しますので、委員は残っていただくようお願いしたいと思います。 それでは、以上をもちまして今月の総会は閉会とさせていただきます。 閉会に当たりまして、戸邊代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。
戸邊 会長職務代理	長時間にわたりまして慎重なご意見ありがとうございました。 今月の総会では、農地法4条が2件、5条が6件、許可相当になりました。

また、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願についてが1件、生産緑地取得のあっせんについて、令和6年度県農地利用最適化施策に関する意見について、農業委員会の適正な事務実施に伴う令和4年度の点検・評価及び令和5年度の活動計画の策定について、につきましても承認となり、多くの審議事項がございました。審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。皆様お疲れさまでした。